



週間情報



2002

発行日 平成20年1月15日
発行所 全国消防長会
(財)全国消防協会
担当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

消防業務に関する賠償責任保険の補償拡充について

(財)全国消防協会

標記の件について、平成20年1月4日付全消協第1号にて各消防本部あてにメール送信しましたので、ご確認のうえ加入のご検討をいただきますようお願いいたします。

1 補償拡充の趣旨

本協会では、「救急業務」に限定した賠償責任を補償対象とする「救急業務賠償責任保険」を平成10年に新設し、現在では全国で96%を超える多くの消防本部でご加入いただいております。

このたび、この「救急業務賠償責任保険」に、「初期対応費用」や「人格権侵害による賠償責任」を基本補償として付帯するとともに、救急業務以外の消防業務についても補償対象にできないかのご要望に対応して、補償対象を「消火活動や予防業務をはじめとした消防業務全般」まで拡充して、全国の消防本部に提供することといたしました。

2 補償拡充の概要

- (1) 従来の「救急業務賠償責任保険」では補償対象外であった「初期対応費用」や「人格権侵害による賠償責任」を基本補償に付帯して、「救急業務限定タイプ」として名称を変更しました。
- (2) 上記「救急業務限定タイプ」の補償内容を包括し、更に補償対象を消防業務全般に拡充した加入形態を「消防業務賠償責任保険」として追加しました。
- (3) 補償拡充の詳細につきましては、別紙1(省略)の「消防業務賠償責任保険と救急業務限定タイプの保険仕様比較」及び別紙2(省略)の「消防業務賠償責任保険に関するQ&A」にてご確認下さい。

3 保険料の算出基準

現在の救急業務賠償責任保険 (平成19年同一補償型)	人口1万人あたり	5,700円
救急業務限定タイプ	人口1万人あたり	6,200円
消防業務賠償責任保険	人口1万人あたり	12,000円

補償拡充する当該保険の保険期間は平成20年10月1日始期となります。募集については、平成20年7月に改めて詳しくご案内させていただく予定です。

ご不明の点等がございましたら以下の担当宛てにご連絡下さい。

問い合わせ先
 担当 さいがみ 妻神 みしな 三品 こうもと 高本
 ファクセル 0120-065-988
 代表 03-3234-1321

消防本部の動き

ホームページの新設

- 32006 東山梨行政事務組合東山梨消防本部(山梨)
URL: <http://www.ey119.jp/>

国等の動き

「第54回文化財防火デー」の実施について

消防庁

文化財の防火に関しましては、平素から特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

文化財を火災、震災その他の災害から守り、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることを目的として、例年、文化財の所有者、管理者その他の文化財保護関係者と消防関係者が協力し、「文化財防火デー」を実施してきたところですが、本年度は来る平成20年1月26日（土）に「第54回文化財防火デー」を迎えることとなります。

ついては、別添1のとおり実施要項を定めたところであり、また、別添2（省略）のとおり文化庁と連名で各都道府県教育委員会に対して通知したところですが、貴職におかれましても「文化財防火デー」の趣旨を活かした諸行事の実施に当たって参考とされるよう、また、貴都道府県内の市町村に対してもよろしく御周知下さるよう、平成20年1月8日付け消防予第5号消防庁次長名で各都道府県知事及び各指定都市市長あて通知がありました。

別添1

第54回文化財防火デー実施要項

第1 趣旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

第2 主唱

文化庁・消防庁

第3 名称

第54回 文化財防火デー

第4 期日

平成20年1月26日（土）

第5 実施方針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財は国民共有の貴重な財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護に関する意識の普及と、日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第6 実施事項

- 1 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。
 - (1) 政府刊行物による広報
 - (2) 放送・新聞等による広報
- 2 地方公共団体において、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で実施することにより、効果的に文化財防火に関する意識の高揚を図ることが期待される事項等は、次のとおりとする。
 - (1) 防災訓練等の実施
 - ア 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
 - イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
 - ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
 - エ 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導
 - (2) 広報活動
 - ア 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
 - イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施
 - (3) その他
 - ア 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
 - イ 学校、博物館等における適切な行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）
 - ウ 放火による火災が多発していることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止

対策等の必要性の周知と樹立の要請

- 3 文化財の所有者及び管理者において、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で実施することにより、効果的に文化財防火に関する意識の高揚を図ることが期待される事項は、次のとおりとする。

(1) 防災訓練の実施

ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施

消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、当該指定物件の性質を熟知の上、慎重に行い、物件によっては実物を避け、代替物件を用いて行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。

イ 防災訓練後の点検、整備及び研究

消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるよう努めること。

(2) 防災対策の推進

ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。

また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。

イ 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善

ウ 巡視等の励行

エ 通報、情報、警報連絡体制の確立

オ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。

カ 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

キ 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

ク 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理

ケ 避難路、避難場所の点検及び整備

コ 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行

サ 文化財周辺環境の整理・整頓

シ 消防機関による防火診断

「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について

消防庁

工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事について、市町村長等が事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができる制度（以下「認定事業所制度」という。）については、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日付消防危第22号。以下「22号通知」という。）により運用をお願いしてきたところです。

この度、平成19年7月に消防庁が設置した「危険物施設における保安の充実方策のあり方検討会」において、認定事業所制度については、「事業所の自主検査結果を活用して完成検査を実施した場合における完成検査済証の即日交付」及び「市町村長等が現地に赴かずに、自主検査結果を活用して完成検査を実施しても差し支えない変更工事の種別の拡大」について措置すべき旨の報告がなされたことを踏まえ、従来運用していた22号通知を下記のとおり改めることとしましたので、貴職におかれましては、その運用に遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県

内の市町村に対してもこの旨周知されるよう、平成19年12月27日付け消防危第272号消防庁危険物保安室長名で各都道府県消防主管部長及び東京消防庁・政令指定都市消防長あて通知がありました。

記

- 1 本文の改正内容
 - 1 (2) ア②中「(容量1000キロリットル以上のタンク本体の工事を除く。)」を削る。
 - 1 (2) ア下枠中「移送取扱所(当該事業所の敷地内に存する部分を除く。)」を「容量1000キロリットル以上のタンク本体の工事(特定屋外タンクのタンク本体の工事を除く。)」に改める。
- 2 別添2の改正内容
 - 1 (2) ウ中「迅速に完成検査済証を交付すること」の次に「(午前中に完成検査の申請があった場合は、当該申請のあった日に完成検査を実施し、かつ、完成検査済証を交付するよう努めること。)」を加える。

【連絡先】
危険物保安室 山本・安藤
TEL : 03-5253-7524

「平成20年度消防職員コース」の開講について

全国市町村国際文化研修所

当研修所では、消防職員を対象として、グローバル化のさらなる進展に伴って増加している在住(訪日)外国人からの119番通報時などに適切なコミュニケーションや対応ができるように、ネイティブスピーカーによる英会話、中国語又はポルトガル語の授業を行うとともに、外国人の医療問題や災害時における救援活動などが学べる標記講座を開講しています。

平成20年度は、下記のとおり開講いたしますので奮ってご参加下さい。

記

- 1 日程
平成20年5月22日(木)～6月6日(金)の16日間
- 2 場所
全国市町村国際文化研修所
滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号
- 3 研修内容(予定)
 - (1) 語学研修(語学レベルによる少人数クラス編成)
共通: 英語(29時間)
選択: 中国語又はポルトガル語(18時間)
 - (2) 講義
 - ア 消防庁長官講話
 - イ グローバル化の進展と21世紀の消防行政
 - ウ 在住外国人の医療問題と情報提供の方法
 - エ 在住外国人からみた日本(消防・救急事情の現状と課題)等

【連絡先】
全国市町村国際文化研修所(JIAM)
担当: 長戸、福井
TEL : 077-578-5932
FAX : 077-578-5906
ホームページ : <http://www.jiam.jp>

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課(企画第一係)へ!

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : kikaku-1@fcj.gr.jp